

# 公立大学法人大分県立看護科学大学公開講座規程

平成18年7月12日  
規程第 86 号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）における公開講座の実施について必要な事項を定め、本学の教育・研究の成果を広く社会に公開するとともに、社会人等に対して見識を広めるための学習機会を提供することを目的とする。

## (定義)

第2条 公開講座とは、本学の教育研究活動の成果を、広く県民等の生涯学習のために提供することを目的として、本学が主催する講義等をいう。

## (開設等)

第3条 公開講座の実施に関する企画立案及び連絡調整等の基本的事項は、広報・公開講座委員会の審議を経て、理事長が決定する。

2 公開講座は、本学の施設を使用して実施する。ただし、理事長が必要と認める場合は、本学外で実施することができる。

## (講師)

第4条 公開講座の講師は、本学の職員とする。ただし、理事長が必要と認める場合は、本学外の学識経験者等を講師とすることができる。

## (修了証書)

第5条 公開講座において、所定の課程を修了した者には、修了証書（第1号様式）を授与することができる。

## (講習料)

第6条 公開講座の種類及び講習料は、別表に掲げるとおりとする。ただし、理事長が必要と認める場合は、別に定めることができる。

2 公開講座を受講しようとする者は、講習料を前納しなければならない。

3 既納の講習料は、原則として、これを返還しない。

## (庶務)

第7条 公開講座に関する事務は、教務学生グループにおいて処理する。

## (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、公開講座の実施に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規程は、平成18年7月12日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

種 類	講 習 料	
	大 人（大学生含む）	65歳以上
大学祭の公開講座	無 料	
シリーズの 公開講座	全回受講： 1回金額×回数×70%（100円未満は切り上げ）	
	選択制：1回	1回 800円
公開講義	1回 1,000円	1回 800円
随時の公開講座	1回 1,000円	1回 800円

# 修了証書

氏名 ○ ○ ○ ○

あなたは、本学公開講座において所定の課程を

修了したことを証します

〇〇年〇〇月〇〇日

公立大学法人 大分県立看護科学大学

理事長